

官民競争入札等監理委員会
第 31 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 31 回 官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成 20 年 3 月 27 日（木）10:10～11:00

場所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

1. 実施要項案について

- ・ 医業未収金支払案内等業務委託
- ・ 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査

2. 厚生労働省からのヒアリング

3. 民間競争入札に準じた手続について

4. その他

3. 閉 会

<出席者>

(委員)

落合委員長、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、前原委員、森委員、
吉野委員、渡辺委員

(事務局)

浜野内閣府審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、
熊埜御堂参事官、森山参事官、徳山企画官

(独立行政法人国立病院機構)

独立行政法人国立病院機構 副理事長 河村 博江

独立行政法人国立病院機構企画経営部 企画経営部長 吉田 学

独立行政法人国立病院機構企画経営部指導課 指導課長 野崎 功一郎

独立行政法人国立病院機構企画経営部指導課 業務指導係長 佐生 啓吾

厚生労働省医政局国立病院課国立病院機構管理室 室長補佐 古川 康之

(厚生労働省)

大臣官房統計情報部 統計情報部長 高原 正之

大臣官房統計情報部 社会統計課長 宮田 智

大臣官房統計情報部 社会統計課企画指導係長 本木 久美子

(独立行政法人雇用・能力開発機構)

厚生労働省職業能力開発局 企画官 美濃 芳郎

厚生労働省職業能力開発局 課長補佐 藤井 裕

独立行政法人雇用・能力開発機構 課長補佐 川畑伸一

厚生労働省 労働政策担当参事官室 係長 清水 享

厚生労働省 労働政策担当参事官室 係員 長谷川 直光

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第31回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日の議題は、お手元の議事次第にありますように、4つ挙がっております。具体的に申し上げますと、1番目が国立病院機構の医業未収金支払案内等業務委託の実施要項。2番目が厚生労働省の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査実施要項。3番目が「私のしごと館事業」について厚生労働省からのヒアリング。それから、4番目が民間競争入札に準じた手続について。そして、最後に今後の監理委員会の審議体制についてご審議をお願いすることになっております。

それでは、まず実施要項案につきましてご審議をお願いしたいと思いますが、これにつきましては、入札監理小委員会で審議をしていただいておりますので、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の樫谷主査の方から2件まとめてご報告をお願いいたします。

○樫谷委員 入札監理小委員会の主査を務めております樫谷でございます。資料1-①と資料2-①に基づいてご説明したいと思います。

まず、資料1-①でございますが、「『医業未収金』支払案内等業務委託」ということでございます。これは、国立病院機構という独立行政法人があるのですが、その滞納されている医業未収金の回収実績を上げたいということがきっかけでございまして、市場化テストの案件になったということでもあります。

このときに一番大きな問題になりましたのは、資料1-①にありますように、1番、弁護士法第72条との関係ということでもあります。これは、弁護士法72条との関係の整理が一番のポイントでございまして、サービサーという仕組みと申しますか、制度が認められているのですが、それは、いわゆる金融機関の不良債権の関係でありまして、一般的な債権はサービサーが取り扱うことができない。ただ、案内とか、そういうようなものはできるということらしいのですが、特に弁護士法72条に違反しないような仕組みをいかにインセンティブをつけながらとっていくかということが大きなポイントになりました。これにつきましては、対応のところに書いてございますように、機構が法務省と協議をしていただきまして策定したものであります。

特に、72条に抵触する可能性のある医業未収金、紛争中のものとか、本当に不良債権化しているようなものについては対象外としたということとか、モニタリングの仕組みとしまして、トラブルとか苦情等があった場合には調査等を行うとともに、事業評価時とか対応記録等の抽出検査を実施。つまりモニタリングを徹底するというところで、何か問題があったときの対応を迅速に行う、あるいは評価を行うということでもあります。

それから、対象業務の1つであります相談業務につきましては、これは抽象的であるということから、特にこれは最初、「成功報酬」という言葉を使っていたのですが、言葉の問題ですが、「成功報酬」だと弁護士法に抵触する可能性があってはいけないということで、「実績報酬体系」と。実際は成功報酬に近いようなものであります。そうい

うことなので、弁護士法 72 条に抵触するような行為を誘発しかねないという懸念もありましたので、これもモニタリングをしっかりとするとともに、不適切なものがあった場合には厳正に処理するように確認をいたしまして、今日も確認をしたいと思っております。

それから、今後の問題といたしましては、徴収業務につきましては、すべてとは言いませんが、かなりの部分が弁護士法 72 条との関係の整理が必要でございまして、本当に中途半端な形になっておりまして、これとの関係は、この医業未収金だけではなくて、全体的にもう少し整理をしないとイケないのかなというふうに感じております。

サービスの質と委託費についてでございますけれども、これは入金率が一番問題だということ、**「入金率」**を指標といたしました。あとは要求水準の問題とか、最低水準についても規定していただいております。146 病院ある中で、今回は 82 の病院で実施されるわけですけれども、その病院の中身それぞれの今までの回収実績を見ますと、ゼロというものもありますし、結構高いものもあるということで、ゼロというのはほとんどやっていなかったということのようでありまして。それから、あとは委託費の支払いのやり方とか、これはインセンティブと弁護士法 72 条の関係とか、あるいは実績報酬の関係。あるいは、3 ページにいきまして、入札参加資格はサービサーに限定するという。これは、ノウハウがあるところを本当はもっと広く一般的に募りたいということではあったんですけれども、弁護士法 72 条との関係で、サービサーはよく弁護士法の問題も知っているだろうということを前提に、今回はサービサーに限定することでやむを得ないということになりました。

それから、3 ページの (2) の入札単位でございますが、これは 82 病院を一括にしているのですけれども、県単位とか、ブロック単位とか、もう少し小わけにした方が競争性を確保できるのではないかとということだったので、今回は一括でということになりました。

あるいは、情報開示の問題。これについては、もう少し詳細な情報開示を本当はすべきではなかったかというふうに考えております。といいますのは、金額ごとに、もともと小口の回収でございますので、数千円、あるいは数万円、数十万円、それぞれいわゆる不良債権といいますか、回収が滞留している医業未収金について、どのような金額の単位で何件ぐらいあるのかというようなことについての情報も本当は開示しなければいけないのかなというふうに思うんですけれども、今回はそういうデータを取っていないということで、やむを得ないということになりました。あるいは、統合の問題もございます。

これは以上でございます。

それから、資料 2-①でございますが、これは社会福祉施設等の調査、介護サービス施設とか事業所の調査でございます。サービスの質としては、平成 19 年度の調査の回収率を上回らなければいけないということですが、実態といたしましては、今までは前々年度は回収に行っていたんです。実際に行って回っていた。あるいは、去年は郵送でやったということで、逆に言えば、実績が本当の意味でのサービスの質を確保するためのベー

スとなるための本当に信頼できるデータが十分取れないということでもあります。いずれにしても、全体を回収するわけではございませんので、今回は紹介業務とか、その辺の一部でございますので、これは官民一体となってやらなければいけないということで、回収率の達成は国と民間業者が連携して取り組むという趣旨から、「一連の業務を通じて」という言葉を追加いたしました。それから、同様に、回収率の達成については、民間事業者だけではないということで、厚生労働省も連携して取り組むということから、達成できなかった場合の規定、つまりペナルティは置かないというふうにいたしました。

あるいは、創意工夫の問題。これも今後もう少し検討していただきたいと思います。

2 ページのセキュリティ対策につきましては、個人情報でございますので、もともとプライバシーマークというのがありますが、それ以外に、これは厚労省が意見募集したときに、プライバシーマークを取ってなくても、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）という認証を受けていれば、それでよいのではないかという意見がございましたので、プライバシーマーク、あるいは以上のレベルのものだというふう聞いておりますので、これはいずれか取得していればいいということになりました。

そのほか、4 番目の実績評価のための調査項目といたしまして、調査の前提でございます対象の名簿の作成を正確かつ確実な作成が必要だということで、これもサービスの質として設定されるということで、その評価のための調査項目として加えていただいたということでもあります。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、樫谷主査からのご報告のとおり、「医業未収金支払案内等業務委託」及び「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」、この2件の実施要項案につきまして、本日の委員会で議を行うということにしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○落合委員長 それでは、ご異議はないということですので、議を行うということにしたいと思っております。

それでは、まず国立病院機構に入室をしていただきます。

（国立病院機構関係者入室）

○落合委員長 それでは、国立病院機構の医業未収金支払案内等業務委託の実施要項（案）につきまして、本委員会として、この際、発言しておくことがありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○樫谷委員 入札監理小委員会の主査をしております樫谷でございます。今回の実施要項の付議に当たりまして、一言コメントをしたいと思います。

まず、事業のモニタリングでございますが、今回の事業は弁護士法 72 条に抵触しないよう実施される必要があります。そこで、民間事業者による業務の実施をモニタリングする中で、同法に抵触するような業務の実態が見られた場合には、ぜひ適切に対処していた

だきたいということがまず1つでございます。

それから入札単位、今回は82病院を1つの入札単位として設定いたしましたけれども、今回の入札状況を踏まえつつ、今後の同様な事業におきましては、競争性の確保ということもございまして、適切な入札単位の検討をしていただきたいということでお願いでございます。

それから、3番目は入札参加資格でございます。今回の入札参加資格につきましては、弁護士法72条との関係からサービサーに限定したということで、私たちも理解をしたのですけれども、できるだけ幅広く入札参加者を募るという観点から、今後の同様な事業の入札参加資格について幅広くご検討いただけるようお願いしたいと思います。

それから、4番目でございますが、サービスの質でございます。今回のサービスの質について委託した債権からの入金率というふうにしたのですけれども、民間事業者の創意工夫を評価する観点からも、民間事業者の事業遂行の実態把握に努めた上で、サービスの質のあり方について、次回の入札に向けてご検討いただきたいということでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○落合委員長 それでは、本件につきまして了承ということでもよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 了承いただきましたので、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、国立病院機構から付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として異存ないということにいたします。

それでは、私から手交させていただきますと思います。

(落合委員長から河村副理事長へ手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、国立病院機構、河村副理事長からご挨拶をいただきたいと思います。

○河村副理事長 国立病院機構の河村と申します。よろしくお願いたします。

今般、医業未収金の支払案内等業務委託の民間競争入札実施要項をただいまご承いただきました。誠にありがとうございました。

それから、ただいま榎谷主査からお話ございました弁護士法72条の関係につきましては、事業実施に当たりまして、適切に対処してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それから、今後検討すべき点を幾つかご指摘をいただきました。また、これまでの小委員会のご審議の過程で議論になった事項につきましても、今回の民間競争入札の取組を通じて十分検討させていただきたいと考えておるところでございます。

早速入札の作業に入りたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

○落合委員長 それでは、国立病院機構におかれましては、サービスの質の向上と経費の削減に向けまして、ぜひご努力のほどお願いたします。どうもありがとうございました。

(国立病院機構関係者退室)

○落合委員長 それでは、続きまして、厚生労働省に入室していただきます。

(厚生労働省関係者入室)

○落合委員長 それでは、厚生労働省の社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の実施要項(案)につきまして、本委員会として、この際、発言をしておくことがありましたらお願いしたいと思います。

○樫谷委員 入札監理小委員会の主査をしております樫谷でございます。付議に当たりまして、コメントをしたいと思います。

2つございまして、まず1つは、厚生労働省の統計調査につきまして、初めて実施される民間競争入札でございますが、円滑な実施に向けて十分に準備していただきますようお願いいたします。特にサービスの質の達成に向けて、厚生労働省と民間事業者との連携が必要だというふうに考えておりますので、十分に連携して事業を実施していただきますようによろしく申し上げます。

2つ目でございますけれども、まず今回の事業は、国直轄分について単年度での実施でございますので、次回事業におきましては、対象業務の範囲の拡大とか、複数年度での実施を前向きにご検討いただきたいと思いますと考えております。そのため、今回の実施経過も踏まえつつ、必要な情報収集や検討を前広に進めていただくようお願いしたいと思いますと考えております。よろしく申し上げます。

○落合委員長 それでは、本件につきまして了承ということではよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、了承いただきましたので、公共サービス改革法14条5項の規定によりまして、厚生労働省から付議されました実施要項(案)については、監理委員会として異存はないということにいたします。それでは、私から手交させていただきますと思います。

(落合委員長から高原部長へ手交)

○落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、厚生労働省の高原統計情報部長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○高原統計情報部長 厚生労働省統計情報部長の高原でございます。

このたびは、社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査実施要項のご審議に当たりまして、入札監理小委員会の樫谷主査をはじめとして、各委員の皆様方に精力的にご審議いただきましたことを改めてお礼申し上げます。

ただいま樫谷主査の方からお話ございましたように、厚生労働省の統計調査について、初めて実施される民間競争入札でございます。事業の円滑な実施に当たっては、厚生労働省と民間事業者が連携を密にして行っていく所存でございます。ご指摘のありました点につきましては、今回の事業の実施状況を十分踏まえながら検討してまいりたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

○落合委員長 それでは、厚生労働省におかれましては、公共サービスの質の向上、それ

から経費の削減等に向けまして、さらに一層努力を続けていただくようお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

○落合委員長 続きまして、「私のしごと館」事業について、厚生労働省からヒアリングを行いたいと思います。

(厚生労働省関係者入室)

○落合委員長 それでは、厚生労働省職業能力開発局美濃企画官から 10 分程度でご説明のほどお願いいたします。

○美濃企画官 それでは、説明させていただきます。

「私のしごと館」事業につきまして、「私のしごと館」の概要、それから市場化テスト対象事業の概要、さらに昨年末の独立行政法人整理合理化計画におきます決定事項、それを受けまして、現在行われております「私のしごと館」のあり方検討会の議論、さらに、包括的民間委託実施に伴います現契約の解除に関し、折衝状況等について、ご説明をさせていただきます。

それでは、2 ページをご覧くださいと思います。まず、「私のしごと館」の概要でございます。「私のしごと館」は、主として中学生・高校生を対象としてございます。職業意識の形成のために、さまざまな職業体験機会ですとか、職業情報、それから相談をワンストップで提供するものでございます。

利用状況でございますけれども、平成 15 年 3 月から 20 年 1 月までの 5 年間、各事業サービス利用者延べ数につきましては、約 233 万人となっております。1 年当たりですと、約 47 万人となっているところでございます。それから、20 年 1 月末時点での来館予約でございますけれども、22 年 1 月までの間で約 17 万人となっております。

それでは、恐縮ですが、4 ページをご覧くださいと思います。「市場化テスト対象事業の概要」でございます。対象事業につきましては、「私のしごと館」の実施する職業体験事業、40 職種ございますけれども、このうち「私のしごと館」自らが実施している職種でございます 5 職種となっております。実施期間につきましては、平成 19 年 4 月から平成 22 年 3 月末までの 3 年間となっております。

それでは、恐縮ですが、3 ページに戻っていただければと思います。中ほどをご覧くださいいただければと存じます。昨年末、平成 19 年 12 月 24 日の閣議決定でございます。独立行政法人整理合理化計画の抜粋となっております。「私のしごと館」につきましては、この整理合理化計画におきまして、運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価を実施し、その結果を踏まえて、1 年以内に存廃を含めその在り方について検討を行うとされているところでございます。

それでは、5 ページをご覧くださいと思います。先ほどの閣議決定を受けまして、厚生労働省におきまして「私のしごと館のあり方検討会」を開催しております。座長につきましては、富士電機ホールディングス相談役でございます加藤丈夫様をお願いしてござ

います。また、しごと館に厳しいご意見をお持ちの方にも委員に入らせていただいております。検討事項としましては、そこにありますように、しごと館の包括的民間委託に関する
こと、さらに、包括的民間委託の外部評価に関すること、3番目としまして、これらを踏
まえまして、しごと館の存廃を含めた在り方に関することとなっております。

6 ページが、しごと館の検討会の委員の皆様方でございます。こうした委員の方々に入
らせていただいているところでございます。

7 ページ目をご覧くださいと思います。3月6日、木曜日に第1回検討会を開催い
たしましてご議論いただいたところでございます。主なご意見としましては、スケジュール
案、さらに運営コスト等につきまして、例えば1年といった短期間のスケジュールで存
廃を決めてしまっているのか。さらに、収支が最大の論点といったようなご意見があつた
ところでございます。

それでは、8 ページをご覧くださいと思います。包括的民間委託の内容でございま
すけれども、先ほどの整理合理化計画にありましたように、「私のしごと館」の運営につ
きまして包括的に民間委託するということとされてございます。この包括的民間委託の趣
旨を生かすためには、しごと館事業の運営を全体につきまして、民間の方が裁量を発揮で
きるようなものとする必要があると考えている次第でございます。

そうした状況の中で、包括的民間委託に伴います現契約の関係でござい
ます。年末の整理合理化計画を受けまして、現在、包括的民間委託に向けて準備を進めてござい
ます。その一環としまして、職業体験事業5職種に係ります委託契約につきましては、包括的民間
委託による運営を始める前日までとなりますように、契約の解除に向けた調整を行ってい
るところでございます。実際の契約者との折衝状況でございますが、雇用・能力開発機構
におきましては、5職種に係ります3年間という契約になっておりますが、平成20年6月
末日で解除するべく、現在、現契約者との調整を行っているところでございます。

なお、現契約者とは、公共サービス改革法、いわゆる市場化テスト法によります契約解
除手続ではなく、民事上の契約の合意解除手続というものを進めているところでございま
す。これは私が申し上げるまでもないかと思っておりますけれども、公共サービス改革法22条は、
「偽りその他不正の行為により落札者となったとき」、そういった限られた事由により国
による一方的な契約解除を容認するものでございますので、そうした解除手続ではありま
せん、民事上の契約の合意解除という手続を進めさせていただいているところでござい
ます。

以上でございます。○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説
明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかが
でしょうか。

○逢見委員 私も行政減量・効率化有識者会議の委員を仰せつかっていまして、閣議決定
の中身も承知しております。7ページの主な意見のところですが、スケジュール案で一番
上の丸にあるように、7月に民間委託実施、11月に意見聴取・取りまとめというスケジュー

ール案では、根本的議論ができないんじゃないかという懸念が指摘されております。このような短期の委託期間で受託してくれる民間事業者はいないのではないかと。これはもっともな懸念だと思っております、7月1日から包括的民間委託の契約をしなければいけないのですが、しかし一方で、存廃も含めて結論を1年以内に出すということは、場合によっては廃止という結論が出るかもしれない。そうすると、民間受託者にとっては非常にリスクが高いのであって、一旦引き受けたけれども途中でまた切られるかもしれないという不安の中で、本当に7月以降、委託する事業者が出てくるのか。もし6月で契約を切って、7月以降、受託するところがないと機能停止になってしまうのですが、他方、中・高生中心にずっと来館予約が入っているわけですね。これを一方的に閉館ということの負の影響というものもあると思いますが、こういうスケジュール案で7月から民間委託というのは、見通しはどうかちよっとお伺いしたいと思います。

○美濃企画官 閣議決定の趣旨からしまして、包括的な民間委託事業者の方が出てこられないというのは本来の趣旨ではないと思いますので、そういったことがないように、いろいろとこちらとしても努力していく必要があると思いますし、先ほど申し上げましたあり方検討会におきまして、どういった方策がとれるのかということも含めて、現在いろいろとご議論いただいているところでございまして、先生方のお知恵もお借りしながら、どういった形であれば包括的民間委託をすることができるのかということを考えてまいりたいと思っております。

○森委員 8ページの最後のところに、現契約者のコングレといろいろと折衝していらっしゃるといって、今、逢見委員もおっしゃいましたように、こういう問題でうまく調整ができないと7月以降の包括的な民間委託に向けて、いろいろなところにやはり影響するんですけれども、今、3月12日にお話し合いをされているとおっしゃいましたが、その辺の感触から言って、今の逢見委員のことにもつながるのですけれども、どうなんでしょうか。

○美濃企画官 合意解除手続に向けた話し合いにつきましては、良い方向に向かっているのではないかとこのように考えております。まさにご指摘いただきましたように、合意解除がきちんとした形でできませんと、その後の包括的民間委託につながっていかないということですので、厚生労働省も雇用・能力開発機構もそれに向けて努力をしてみたいと思っております。

○樫谷委員 民間委託を進めるわけですが、そのときの選定手法は入札でやるんですか。それとも、単独にお願いをするという形をとるのですか

○美濃企画官 入札という方式になります。

○樫谷委員 それ合理的だと思うのですが、そのときに、特に官民競争入札の5事業の話では、サービスの質も含めて、相当いろいろ議論させていただいたのですが、その辺はどのような。全体の話になるともう少し幅広くということになると思うのですが、入札というのは、やっってくださいと言って、金額を入札するにしても、なかなかわけがわか

らないですよ。それはどういうふうを考えられているのでしょうか。

○美濃企画官 今ご指摘の点につきましても、どういった入札の条件にするかという点も含めまして、先ほどの検討会でいろいろご議論をいただいているところをごさしまして、その基準といたしますか、一方で包括的な民間委託というふうな要請がございまして、またもう一方でキャリア教育といたしますか、そういった必要性ということもあるかと思しますので、その兼ね合いをどうすべきかという点につきまして、いろいろなお立場から多角的にご意見を頂戴しているというところをごさします。

○落合委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

○小幡委員 私も有識者会議に関わっていたのですが、このあり方検討会というのは、いつ設置されたのでしょうか。

○美濃企画官 3月です。

○小幡委員 この3月ですか。

○美濃企画官 はい。設置といたしますか、行政運営上の懇談会になりますので、その都度、参集を求める形になろうかと思うのですが。

○小幡委員 それは、閣議決定において決められた「1年以内に存廃を含めて、そのあり方について検討を行う」ための検討会ということですか。

○美濃企画官 はい、左様でございます。

○小幡委員 第三者委員会による外部評価というのは別の話になるのですか。

○美濃企画官 第三者委員会による外部評価といたしますのが、まさに、このあり方検討会と。

○小幡委員 ここが評価もするという理解でよろしいのですね。

○美濃企画官 はい。

○小幡委員 あり方検討会という名前がついているので、どちらかわからなかったのですが、つまり第三者委員会による民間委託の状況の外部評価をするという検討会だということと理解してよろしいですか。

○美濃企画官 はい。恐縮ですが、資料の5ページをご覧くださいと思います。その2番の検討事項のところ、その(2)といたしまして、しごと館の包括的民間委託の外部評価ということで掲げさせていただいております、それを踏まえて、しごと館そのものの存廃を含めたご検討をお願いするという形になってございます。

○小幡委員 そうしますと、外部評価を実施する第三者委員会が、それに併せて、しごと館の存廃を含めたあり方の検討もする、そういう仕組みですか。

○美濃企画官 左様でございます。

○小幡委員 イメージとして、民間委託の状況の結果を検証する第三者委員会による外部評価というのは、もう少し専門技術的にそこに特化したようなイメージを持っていたのですが、その委員会が、同時に、しごと館を廃止するかどうかというそもそも論の話も併せてやられるということですか。

○美濃企画官 まず、委託の条件等につきまして、あり方検討会の方でご議論いただいた上で、実際に民間事業者の方に包括的民間委託を実施していただきまして、その結果を評価するというごさいまして、その結果を踏まえて、しごと館について存廃を含めたあり方をご検討いただくというように考えております。

○小幡委員 わかりましたが、私自身がそこに若干違和感を持ったということです。

○落合委員長 それでは、現在行われている事業の合意解約ということについては、包括的な民間委託というものが行われるということをお話だということですね。包括的な民間委託というものが確実に実現できるであろうということについては、厚生労働省としては、その意味で責任を持って包括的民間委託は実現するんだというお考えと理解してよろしいですね。

○美濃企画官 はい。

○落合委員長 もし万が一実現しなかった場合については、何ら事業が行われなくなるという危険性があるのではないかとご指摘がありましたけれども、そうすると、合意解約する際に、包括的な民間委託ができなかった場合はまた復活するとか、そういうような対応というのも契約条項としては考えられるかと思えますけれども、そういう意味で、万全な形で本委員会としても合意解約に向けての交渉を行うということについては、やむを得ないというふうにと承したいと思えますけれども、それに伴っていろいろな問題が生ずることについては、万全な備えをぜひ図っていただきたいと思えます。

○美濃企画官 はい。

○落合委員長 それから、この事業が終了するということになりますと、この事業についての実績評価という問題が出てまいります、その評価につきましても、厚生労働省におかれては、適切な対応をしてくださるようお願いいたします。

では、本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

○落合委員長 それでは、続きまして、民間競争入札に準じた手続につきましてご議論していただこうと思えます。この点につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、ご説明させていただきます。こちらにつきましては、前回3月6日の監理委員会においてお諮りさせていただきましたご議論いただいたところのごさいます。そのときにごさいましたご議論ですが、基本線としてはこの方向でということでご了承いただいたと理解しておりますけれども、一部修正を加えるべきところのご指摘をいただいたところのごさいましたので、こちらについて修正をいたしまして、各省庁の意見も聴きながら調整を進めてまいったところのごさいます。

具体的な修正点のごさいますが、資料4の5ページをご覧くださいませでしょうか。赤字になっているところが付け加えたところのごさいますが、実際、民間競争入札に準じた手続による一般競争入札の対象とした場合に、監理委員会の議を経るという手続がなくなることから、それに代わる手当として、内閣府の方で実施方針についてチェックを行う。

今までの入札監理小委員会でのご議論を踏まえて、各業務において共通的に言えるようなチェックポイントについて、入札監理小委員会の担当委員の先生方にもご相談しながら、挙げさせていただいたということでございます。

前は、サービスの質の設定があるか、情報の開示がされているかという大まかな項目のみでございましたが、今回は修正をいたしまして5項目挙げさせていただいております。

1つ目は、サービスの質の設定ということでございまして、サービスの質の設定が政策目的や質の指標に合致しているか。裏づけがちゃんとしたものか。そして、最終的にはモニタリングがきちんとできるような形になっているかということでございます。

2つ目は入札参加資格等となっておりますが、法に基づく欠格事由の内容を踏まえたものとなっているか、入札の参加を過度に制限するようなものではないか。それから、入札参加資格では直接はないんですが、評価項目などの中で実質的な参入障壁となる項目がないかということでございます。

3つ目でございますが、従来の実施状況に関する情報開示。こちらは前回は挙げさせていただいたものでございますが、必要な情報がきちんと開示されているか。さらには、業務のフロー図といったものも示されているかということでございます。

4つ目でございますが、入札スケジュールということで、入札の実施手続及びスケジュールが具体的に明らかになっているか。明らかになっている上で、実際、民間事業者にとって、入札に参加できないような無理なスケジュールになっていないかということでございます。

最後は、その他の観点。実際には、個別の事業を見てみないとどういう観点があるかというのはすぐにここで挙げることはできないのですが、これ以外の観点で個別に見ていって、民間事業者の創意工夫の活用、維持向上及び経費の節減といった法の趣旨・目的の観点から、問題がないかというところをチェックするということでございます。また、個別の事業について、事前にこういうチェックポイントが必要ではないかというところがありましたら、この準じた手続による一般競争入札を実施する際に、事前に各省とも相談して、こういったところをチェックしていきましようというところを確認していこうと思っております。

以上、修正点として挙げさせていただきました。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご報告につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお願いしたいということですが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これまで何回か議論してきたテーマでありますけれども、民間競争入札に準じた手続について、ここにありますような形で今後進めていくということよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○落合委員長 それでは、異議がないので、本件については、監理委員会として了承した

ということにしたいというふうに思います。それでは、この考え方に基づいて手続を進めてくださるようお願いいたします。

続きまして、「今後の監理委員会の審議体制について」ということですが、これについても事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、お手元の資料5「官民競争入札監理委員会の審議体制について（案）（H20.4.1以降）」という資料をご覧いただければと思います。

これまでのご議論を踏まえまして、新たに設置する分科会等について、こういう形でご審議を進めていただくということで、本日、ご報告させていただきたいと思います。併せて、落合委員長よりご指名のありました担当する主査・副主査についてもご報告したいと思います。

まず、公共サービス改革小委員会でございますが、新しく分科会といたしましては、内部管理業務分科会を置き、主査は吉野委員ということでございます。それから、2つ目の新しい分科会といたしましては、地方出先機関分科会、主査は小幡委員でございます。それから、国立大学法人分科会、主査は本田委員長代理、副主査は前原委員ということでございます。それから、既存の分科会でございますが、施設・研修等分科会、ハローワーク等分科会、統計調査分科会、公物管理分科会、徴収分科会という、合わせて8つの分科会を設けるということでございます。

引き続きまして、入札監理小委員会につきましては、今までどおり主査は樫谷委員、副主査といたしましては小林委員、渡邊委員、さらに新しく逢見委員をお願いさせていただくということでございます。

また、地方公共サービス部会でございますが、部会長は本田委員長代理。新しい部会員として片山委員をお願いすることとなりました。それから、これまでどおり森委員、吉野委員に部会員をお願いするという体制です。

今後4月1日以降、順次分科会の方で議論を進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。何かご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。では、こういう体制で今後行っていくということで、本委員会としてもこの体制を了承するというにしたいと思います。

それでは、本日予定しました審議事項はすべて終了ということになりました。どうもありがとうございます。